

総務委員会

委員一覧（25名）

委員長	浜田 昌良	(公明)	滝波 宏文	(自民)	吉川 沙織	(立憲)
理事	進藤 金日子	(自民)	柘植 芳文	(自民)	吉田 忠智	(立憲)
理事	堀井 巍	(自民)	二之湯 智	(自民)	下野 六太	(公明)
理事	那谷屋 正義	(立憲)	長谷川 岳	(自民)	柳ヶ瀬 裕文	(維新)
理事	若松 謙維	(公明)	松下 新平	(自民)	小林 正夫	(民主)
理事	片山 虎之助	(維新)	三浦 靖	(自民)	芳賀 道也	(民主)
	石井 正弘	(自民)	山本 順三	(自民)	伊藤 岳	(共産)
	今井 絵理子	(自民)	小沢 雅仁	(立憲)		
	片山 さつき	(自民)	岸 真紀子	(立憲)		

(会期終了日 現在)

（1）審議概観

第204回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案7件、衆議院提出法律案1件（総務委員長提出）、承認案件1件及びNHKの決算3件の合計12件であり、いずれも可決、承認又は是認した。

また、本委員会付託の請願2種類8件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

地方行財政 地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）は、地方財政の状況等に鑑み、令和2年度における地方交付税の総額を確保するため所要の加算措置を講ずるとともに、同年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額するほか、同年度に限り、地方税の減収によって適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足が生ずると認められる場合に地方債を起こすことができるとしているものである。

委員会においては、地方交付税の補填措置と後年度精算の在り方、地方税等の減収への対応策、地方交付税の算定を通

じた保健所の体制強化の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案は、現下の経済情勢等を踏まえ、令和3年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置の適用期限の延長、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直し等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行おうとするものである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）は、地方財政の收支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和3年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改革等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、地方財源不足への対応と法

定率引上げの必要性、固定資産税の安定的な確保の重要性、防災及び災害対応のための地方財政措置の充実策、特別交付税の算定プロセスの在り方、新型コロナワクチン接種に係る地方公共団体への支援策等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決された。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与するため、これらの地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じようとするものである。

委員会においては、衆議院総務委員長石田祝稔君から趣旨説明を聴取した後、過疎地域が果たす役割と新過疎法の基本的な考え方、過疎地域の人口要件見直しによる影響と対策、卒業団体への配慮とソフト事業への支援策等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案は、国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化を推進するため必要な事項を定めようとするものである。なお、衆議院において、政府は、こ

の法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定を附則に追加する修正が行われた。

委員会においては、情報システムの標準化の意義、地方自治体のガバメントクラウド活用の在り方、情報セキュリティ確保の重要性と問題発生時の責任の所在、地方自治体のデジタル人材の確保に係る国の支援策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

地方公務員法の一部を改正する法律案は、地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられること等を踏まえ、地方公務員に係る管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設ける等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、施行期日を令和4年4月1日から令和5年4月1日に改めることを内容とする修正が行われた。

委員会においては、定年を段階的に引き上げる理由、役職定年制により降任等をした職員の職務内容、全ての地方公共団体において遅滞なく定年引上げを行う必要性、定年の引上げ期間中における新規採用及び定員管理の在り方等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

情報通信研究機構法の一部を改正する法律案は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となるビヨンド5Gの実現に不可欠な

革新的な情報通信技術の創出を推進するため、国立研究開発法人情報通信研究機構について、高度通信・放送研究開発に係る助成金交付業務の対象を拡大とともに、当該業務並びに情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する業務のうち一定の要件を満たすものに要する費用に充てるための基金を設けようとするものである。

委員会においては、補正予算により基金を設置することの妥当性、ビヨンド5Gの研究開発に対する継続的な支援の必要性、情報通信分野の国際競争力強化に向けた取組等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案は、不特定の者によって受信されることを目的として行われる特定電気通信による情報の流通によって、自己の権利を侵害されたとする者が増加する中で、発信者情報の開示請求についてその事案の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、発信者情報の開示請求に係る新たな裁判手続を創設するとともに、開示関係役務提供者の範囲を見直す等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、法改正の背景と改正により期待される効果、法施行後データを収集して適切に見直しを行う必要性、事業者の取組を支援するための方策、SNSの利用等に関する啓発活動の必要性等について質疑が行われた後、全会一致をもって、原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

N H K 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるN

H K 令和3年度予算）は、収支予算では一般勘定事業収支において、収入が6,900億円、支出が7,130億円で、230億円の収支不足であり、不足額は、財政安定のための繰越金の一部をもって補填することとし、事業計画では、自主自律を堅持し、事実に基づく正確な情報を公平・公正に伝えるとともに、受信料の公平負担の徹底、組織の効率化の推進等に取り組むとしている。

委員会においては、公共放送の在り方、受信料の引下げ、放送波の整理・削減、放送センター建替えの見直し、経営委員会議事録公開の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。なお、附帯決議が付された。

日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書、日本放送協会平成三十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書及び日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書は、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出された、N H Kの各年度の決算書類である。

平成二十九年度決算は、一般勘定について、貸借対照表では、資産合計1兆1,437億円、負債合計3,972億円、純資産合計7,465億円となっており、損益計算書では、経常事業収入7,156億円、経常事業支出7,073億円、経常事業収支差金83億円となっている。

平成三十年度決算は、一般勘定について、貸借対照表では、資産合計1兆2,005

億円、負債合計4,268億円、純資産合計7,736億円となっており、損益計算書では、経常事業収入7,349億円、経常事業支出7,152億円、経常事業収支差金197億円となっている。

令和元年度決算は、一般勘定について、貸借対照表では、資産合計1兆2,230億円、負債合計4,272億円、純資産合計7,957億円となっており、損益計算書では、経常事業収入7,344億円、経常事業支出7,254億円、経常事業収支差金90億円となっている。

委員会においては、3件を一括して議題とし、公共放送の在り方とNHK改革、インターネット活用業務の推進、経営委員会の透明性確保、オリンピック・パラリンピック報道の在り方、女性活躍や労働安全衛生への取組等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、平成二十九年度決算は全会一致をもって、平成三十年度及び令和元年度決算はいずれも多数をもって、それぞれ是認された。

〔国政調査等〕

3月9日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について武田総務大臣から所信を聴取し、令和3年度総務省関係予算に関する件について熊田総務副大臣から説明を聴取した。

3月16日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について、制度創設から60周年を迎える行政相談委員制度の今後の方向性、総務省接待事案の真相究明に向けて大臣が責任ある対応を行う必要性、情報通信行政検証委員会の調査結果を国会に報告する時期についての大臣の見解、地方行政におけるSDGsの意義についての大

臣の基本認識、高齢者を地域おこし協力隊として活用することによる地域コミュニティの維持、電波監理審議会の形骸化と電波行政に係る独立規制機関設置の必要性、独立した行政委員会が放送と電波を管理すべき必要性、東北新社の外資規制違反の状況について総務省が認識した経緯等の質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱を受けた、令和3年度総務省所管（公害等調整委員会を除く）の予算の審査を行い、ワクチン接種の際の障がい者に対する情報保障に関する政府の所見と取組、災害時の障がい者に対する情報伝達の重要性に対する大臣の認識、携帯電話料金の値下げが不採算地域等におけるサービスの質の維持を妨げる懸念、消防吏員の女性割合引上げに向けて消防署の環境を改善する必要性、政策評価の質の向上のためにEBPMを取り入れることに対する大臣の所見、交付税特別会計借入金の残高等の状況と償還計画の考え方、消防団員の待遇改善と活動実態のない団員の問題への対応、国家公務員倫理規程違反や国民から疑惑を持たれる行為の防止策についての大蔵所見、地方公務員の倫理規程の制定状況と課題、東北新社の外資規制違反をめぐる経緯についての事実確認等の質疑を行った。

3月23日、令和3年度地方財政計画に関する件について武田総務大臣から概要説明を聴取した後、熊田総務副大臣から補足説明を聴取した。

3月26日、自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築並びに東日本大震災及び新型コロナウィルス感染症等への対応に関する決議を行った。

4月15日、行政制度、地方行財政、選

挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、N H K の聖火リレー中継において音声が途切れた理由と I O C 等への報告の有無、放送事業者という言論機関に対し総務省の裁量によって認定取消しを行うことの問題性、インターネット上の画像改ざん防止のため法的な措置を取る必要性、フジ・メディア・ホールディングスの外資規制違反についての総務省対応の経緯等について質疑を行った。

6月10日、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関

する調査を行い、総務省と特定の放送・通信事業者との間で多数の会食が行われた背景、情報通信行政検証委員会による検証作業に対する総務省としての反省と今後の方向性、電波オーケーションの導入及び放送・通信行政に係る独立行政委員会設置の必要性、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の現状と職域接種による地方自治体の業務増加の可能性、東北新社の提出資料が情報通信行政検証委員会の検証結果に十分反映されていないことへの懸念等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和3年1月27日(水)(第1回)

- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について武田総務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、赤澤内閣府副大臣、佐藤経済産業大臣政務官、大隈厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

[質疑者]

小沢雅仁君(立憲)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、
小林正夫君(民主)、伊藤岳君(共産)

○令和3年1月28日(木)(第2回)

- 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。

(閣法第2号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について武田総務

大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、伊藤財務副大臣、三ツ林内閣府副大臣、宮路総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

岸真紀子君(立憲)、片山虎之助君(維新)、
芳賀道也君(民主)、伊藤岳君(共産)
(閣法第1号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主
反対会派 共産

○令和3年3月9日(火)(第3回)

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について武田総務大臣から所信を聴いた。
- 令和3年度総務省関係予算に関する件について熊田総務副大臣から説明を聴いた。

○令和3年3月16日(火)(第4回)

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について武田総務大臣、新谷総務副大臣、宮路総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本郵政株式会社取締役千田哲也君、同株式会社取締役衣川和秀君、日本放送協会会长前田晃伸君、総務省大臣官房付秋本芳徳君及び総務審議官吉田眞人

君に対し質疑を行った。

[質疑者]

進藤金日子君（自民）、那谷屋正義君（立憲）、小沢雅仁君（立憲）、下野六太君（公明）、片山虎之助君（維新）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）

○令和3年3月22日(月)（第5回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 令和3年度一般会計予算（衆議院送付）
令和3年度特別会計予算（衆議院送付）
令和3年度政府関係機関予算（衆議院送付）
(総務省所管（公害等調整委員会を除く))について武田総務大臣、宮路総務大臣政務官、谷川総務大臣政務官及び政府参考人に對し質疑を行った。

[質疑者]

今井絵理子君（自民）、岸真紀子君（立憲）、若松謙維君（公明）、片山虎之助君（維新）、小林正夫君（民主）、伊藤岳君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和3年3月23日(火)（第6回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 令和3年度地方財政計画に関する件について武田総務大臣から概要説明を聴いた後、熊田総務副大臣から補足説明を聴いた。
- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）
以上両案について武田総務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、熊田総務副大臣、山本厚生労働副大臣、宮路総務大臣政務官及び政府参考人に對し質疑を行った。

[質疑者]

石井正弘君（自民）、岸真紀子君（立憲）、若松謙維君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）

○令和3年3月25日(木)（第7回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）

以上両案について武田総務大臣、山本副大臣、藤井内閣府副大臣、こやり厚生労働大臣政務官、吉川内閣府大臣政務官及び政府参考人に對し質疑を行い、質疑を終局した。

[質疑者]

吉田忠智君（立憲）、片山虎之助君（維新）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）

○令和3年3月26日(金)（第8回）

- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）
以上両案について討論の後、いずれも可決した。
(閣法第9号)
賛成会派 自民、立憲、公明
反対会派 維新、民主、共産
(閣法第10号)
賛成会派 自民、立憲、公明
反対会派 維新、民主、共産
- 自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築並びに東日本大震災及び新型コロナウイルス感染症等への対応に関する決議を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案（衆第5号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長石田祝稔君から趣旨説明を聴き、衆議院総務委員長代理谷公一君、同武部新君、同山花郁夫君、武田総務大臣及び政府参考人に對し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

岸真紀子君（立憲）、片山虎之助君（維新）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）
(衆第5号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和3年3月30日(火)(第9回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 参考人の出席を求ることを決定した。
- 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)(衆議院送付)について武田総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長前田晃伸君から説明を聴き、同大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長前田晃伸君、同協会副会長正籠聰君、同協会専務理事板野裕爾君、同協会理事林理恵君、同協会経営委員会委員長森下俊三君、同協会理事松崎和義君及び同協会専務理事松坂千尋君に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

[質疑者]

二之湯智君(自民)、青山繁晴君(自民)、小沢雅仁君(立憲)、岸真紀子君(立憲)、那谷屋正義君(立憲)、若松謙維君(公明)、下野六太君(公明)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、芳賀道也君(民主)、伊藤岳君(共産)
(閣承認第1号)
賛成会派 自民、立憲、公明、民主
反対会派 維新、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和3年4月15日(木)(第10回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 参考人の出席を求ることを決定した。
- 放送事業者による外資規制違反に関する件、日本放送協会による聖火リレー中継の音声消去に関する件、ツイッター上の偽画像に関する件等について武田総務大臣、政府参考人、参考人日本放送協会副会長正籠聰君及び株式会社フジ・メディア・ホールディングス代表取締役社長兼COO金光修君に対し質疑を行った。

[質疑者]

吉田忠智君(立憲)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、小林正夫君(民主)、伊藤岳君(共産)

- 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第38号)(衆議院送付)について武田総務大臣から趣旨説明を聴

いた。

○令和3年4月20日(火)(第11回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第38号)(衆議院送付)について武田総務大臣、山本内閣府副大臣、新谷総務副大臣、こやり厚生労働大臣政務官、古川総務大臣政務官、川崎参議院法制局長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

吉川沙織君(立憲)、片山虎之助君(維新)、小林正夫君(民主)、伊藤岳君(共産)

(閣法第38号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- デジタル社会形成基本法案(閣法第26号)(衆議院送付)、デジタル庁設置法案(閣法第27号)(衆議院送付)、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案(閣法第30号)(衆議院送付)について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○令和3年4月27日(火)

内閣委員会、総務委員会連合審査会(第1回)
(内閣委員会を参照)

○令和3年4月27日(火)(第12回)

- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案(閣法第31号)(衆議院送付)について武田総務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員神谷裕君から説明を聴いた。

○令和3年5月11日(火)(第13回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案(閣法第31号)(衆議院送付)について武田総務大臣、藤井内閣府副大臣、丹羽内閣府副大臣、こやり厚生労働大臣政務官、松川防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

堀井巖君(自民)、岸真紀子君(立憲)、若松謙維君(公明)、片山虎之助君(維新)、芳賀道也君(民主)、伊藤岳君(共産)
(閣法第31号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和3年6月1日(火)(第14回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 参考人の出席を求ることを決定した。
- 日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会平成三十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

以上3件について武田総務大臣、参考人日本放送協会会长前田晃伸君及び会計検査院当局から説明を聴き、武田総務大臣、山本厚生労働副大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会长前田晃伸君、同協会経営委員会委員長森下俊三君、同協会理事伊藤浩君、同協会専務理事松坂千尋君、同協会副会長正籬聰君、同協会理事林理恵君、同協会理事松崎和義君及び同協会理事・技師長児玉圭司君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも是認すべきもの

と議決した。

[質疑者]

片山さつき君(自民)、吉田忠智君(立憲)、小沢雅仁君(立憲)、下野六太君(公明)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、芳賀道也君(民主)、伊藤岳君(共産)

(NHK平成29年度決算)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

(NHK平成30年度決算)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主
反対会派 共産

(NHK令和元年度決算)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主
反対会派 共産

- 地方公務員法の一部を改正する法律案(第201回国会閣法第53号)(衆議院送付)について武田総務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員神谷裕君から説明を聴いた。

○令和3年6月3日(木)(第15回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 地方公務員法の一部を改正する法律案(第201回国会閣法第53号)(衆議院送付)について武田総務大臣、熊田総務副大臣、赤澤内閣府副大臣、藤井内閣府副大臣、こやり厚生労働大臣政務官、大隈厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

三浦靖君(自民)、那谷屋正義君(立憲)、岸真紀子君(立憲)、下野六太君(公明)、片山虎之助君(維新)、小林正夫君(民主)、伊藤岳君(共産)

(第201回国会閣法第53号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和3年6月10日(木)(第16回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求ることを決定した。

- 総務省と放送・通信事業者との会食に関する件、情報通信行政検証委員会による検証結果に関する件、放送・通信行政の在り方に関する件、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の現状と課題に関する件等について武田総務大臣、山本厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

那谷屋正義君（立憲）、吉田忠智君（立憲）、

柳ヶ瀬裕文君（維新）、芳賀道也君（民主）、
伊藤岳君（共産）

○令和3年6月16日（水）（第17回）

- 請願第290号外7件を審査した。
- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）委員会決議

—自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築並びに 東日本大震災及び新型コロナウイルス感染症等への対応に関する決議—

地方公共団体が人口減少の下で疲弊する地域経済の現状を克服し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を創造するために、政府は、自立した安定的な財政運営が可能となる地方税財政システムを確立するとともに、防災・減災の推進、東日本大震災で被災した地方公共団体の復旧・復興事業の着実な実施、さらに新型コロナウイルス感染症への対応のため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 一、地方公共団体が、人口減少の克服、地域経済の活性化、地域社会の維持・再生等の重要課題に取り組んでいくためには、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していく必要がある。このため、令和4年度以降も地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額については、社会保障関係費の自然増や感染症対策を始め地域の公衆衛生体制の確立など拡大する財政需要に合わせ、予見可能性を持って安定的に確保されるように全力を尽くすこと。また、地方公共団体の人員の確保や専門性の向上に必要な国の予算の確保に万全を期すこと。
- 二、会計年度任用職員制度の運用に必要な経費については、引き続きその財源の確保に万全を期すこと。また、適正な任用・勤務条件の確保という制度導入の趣旨を十分に踏まえ、地方公共団体において適切な運用が図られるよう、実態を把握しつつ適切な助言を行うこと。
- 三、地方交付税の役割は、全ての地方公共団体が自立した安定的な財政運営を行うための財源調整機能と財源保障機能を果たすことである。この機能をより充実させるために、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の充実確保を図るとともに、臨時財政対策債等の特例措置依存の現状を改め、法定率の引上げ等の制度の抜本的な見直しを含め、持続可能かつ安定的な制度実現に向け検討を進めること。
- 四、地域に必要な行政サービスの安定的な供給により住民生活の安心・安全を確保するため、普通交付税の基準財政需要額の算定に当たっては、条件不利地域等、地域の実情を十分に踏まえるとともに、特別交付税については、算定方法の透明化の取組を一層推進し、あわせて、自然災害への対応、地域交通や地域医療の確保等の財政需要を的確に反映させるなど財源保障機能を強化すること。
- 五、地方交付税の原資となる税収の見積りに当たっては、特に減額による混乱を回避するため、正確を期すよう、万全の努力を払うこと。

六、地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立し、安定的で充実した財源を確保できる地方税制の構築を図ること。また、減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置等については、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう慎重に対処すること。とりわけ固定資産税は、市町村の基幹税目であることを踏まえ、納税者の税負担にも配慮しつつ安定的税収の確保に努めること。

七、自動車関係諸税については、脱炭素社会の実現に貢献するとともに、自動車を取り巻く環境変化を踏まえ、社会インフラの維持・管理に支障が生ずることのないよう、必要な地方財源の安定的確保を前提に、課税の在り方について引き続き検討を進めること。

八、地方財政計画における地方創生関連の事業費や公共施設等の社会的インフラの老朽化対策・維持補修のための経費、社会保障関係の単独事業費の増、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担等に対応するための歳出については、今後とも安定的な財源を長期にわたり確保すること。また、その算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い地方公共団体に配慮するなど地域の実情を十分踏まえること。

九、地方公共団体の債務残高が巨額に上っていることを踏まえ、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。また、引き続き、臨時財政対策債の発行の抑制に努めるとともに、交付税特別会計借入金の償還繰延べなど、負担の先送りをできる限り回避し、地方財政の健全化を進めること。

十、新型コロナウイルス感染症の影響等によって、臨時財政対策債が増額となるほか、減収補填債、特別減収対策債、特別減収対策企業債など、多額の地方債の発行が見込まれることを踏まえ、地方公共団体の資金繰りの実情に留意した柔軟な運用に努めるとともに、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

十一、東日本大震災の被災地方公共団体に対しては、その復旧・復興事業の着実な実施を図るため、引き続き、所要の震災復興特別交付税額を確保する等万全の支援措置を講ずること。また、近年、住民生活の安全・安心を脅かす自然災害が多発している状況を踏まえ、防災・減災の推進及び被災地の復旧・復興のための十分な人的・財政的支援を行うこと。

十二、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、ワクチン接種の円滑な実施を含む感染拡大防止、医療提供体制の確保、雇用の維持、事業の継続等の各分野において、地方公共団体が極めて重要な役割を果たしていることに鑑み、感染状況に即して、追加的な支出が必要となる場合には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を始め、国の責任において十分な財政支援を行うこと。

右決議する。